

学校いじめ防止基本方針

徳島市一宮小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子にも起こりうる、どの子も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。
- (3) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。些細な事象であっても、いじめではないかと疑いをもって早い段階から複数の教員で的確に関わり、いじめを隠したり無視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。また、けんかやふざけ合いであっても背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目した見極めを行う。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (5) より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域がコミュニティ・スクール等を活用して組織的に連携・協働する態勢を構築する。
- (6) いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合や犯罪行為と認められる場合には、関係機関(警察、児童相談所等)との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 学校いじめ対策組織

(1) 組織の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教員、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医等により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処にあたっては、教育相談コーディネーター、児童と関わりのある教職員、児童が相談しやすい教職員等を追加する。また、心理、福祉、法律などに関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

(2) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正(PDCAサイクル)を行う。
- ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。教職員が察知した情報は、すべて本組織に集約・記録する。
- ③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を個別の児童ごとに整理して行う。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、

指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。

⑤ 指導や支援の体制・対応方針を全教職員に周知し、組織的に対応する。

3 教育相談体制

- (1) 教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 相談は、児童からでも保護者からでも常時気軽に受け付ける。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関や児童相談所等の専門機関との連携を図る。
- (5) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、市教育委員会の専用電話相談窓口を含め、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 全ての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる能力を育む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会をすべての児童に提供し、児童の自己有用感を高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑦ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑧ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することや、不適切な画像・動画を撮影・送信することは「いじめ」であり、重大な権利侵害・犯罪行為になり得ることを児童に徹底する。インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育、情報スキル教育について学校全体で計画的に取り組む。また、徳島県教育委員会が学校ネットパトロールを実施していること、ネット上の写真や言葉・文は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。
- ⑨ 児童会活動や「いじめ防止子ども委員会」などにおいて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組みが促進されるよう適切な指導や助言を行う。

- ⑩ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は即座に指導する。
- ⑪ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払う。
- ⑫ いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑬ 児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑭ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で児童、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を活用し、家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応のあり方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取り組みや、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し安心していじめ等の相談などをできるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント(教職員用)」等を使用しつつ日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- (3) 全児童を対象にしたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的(6月、11月、2月)に実施することに加え、「個別面談」、「日記や連絡帳」の記述等から、児童の悩み、対人関係での状況を細かく把握し、いじめの認知については、学校いじめ対策組織において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーターなど、学校内外の専門家との連携に努める。特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気づいたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し保護者と連絡を取る。特に連続して欠席している場合は、背景にいじめがないか迅速に確認する。
- (7) いじめについて訴えや情報があったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて、事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 普段から保護者との信頼関係を築き、保護者が学校や担任に些細なことでも気軽に相談できるようにする。あわせて、犯罪行為に相当するいじめ事案については早期に警察へ相

談・通報する場合があることについて、あらかじめ周知を行う。

6 いじめへの対策

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があったときは、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 学校いじめ対策組織において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた児童、保護者への支援

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- ⑦ 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室での学習を行わせるなどの配慮を行う。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④ 複数教員による家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の児童への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や巻き巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組み促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解

決支援チーム、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 暴行、傷害、恐喝、窃盗、器物損壊、脅迫、名誉毀損・侮辱、児童ポルノ提供等、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとる。
- ② 生命または身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局等に協力を求める。

(7) いじめの解消状態

少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ① いじめに係る行為が止んでいる期間が少なくとも3か月間継続していること。事案によっては、学校いじめ対策組織において、より長期の期間を設定する。
- ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で本人・保護者との面談等を実施し、客観的に確認する。

7 校内研修

校内研修（事例研究やロールプレイ、法および基本方針の理解）の計画を作成し、年に1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

8 重大事態への対処

- (1) いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い（自殺企図、重大な傷害、重大な財産被害、精神性疾患の発症等）や、相当の期間（年間30日を目安とし、連続欠席も含む）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、直ちに市教育委員会に報告する。
- (2) 重大事態が生じ、学校が調査主体になるときは、学校いじめ対策組織を母体として専門家等を加えた調査組織を設置し、市教育委員会の指導・支援のもと、迅速かつ丁寧な調査を行い、事実関係を正確に解明する。
- (3) 調査によって明らかになった事実関係については、被害児童及びその保護者に対して適時・適切な方法で説明を行う。

9 取り組みの評価

- (1) いじめ問題への取り組み等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取り組み評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取り組みが適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取り組み内容や取り組み方法の見直しを行う。